

「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」に基づく届出の書類提出期限等及び連絡協議会日程表(10月まで)

書類提出期限及び連絡協議会日程は下表のとおりです。各提出書類は期限を過ぎますと、翌月以降の連絡協議会案件となります。

なお、相談カードをご提出の際は、事前にまちづくり推進課開発景観係までご相談ください。

連絡協議会 開催日程	書類提出期限等					
	相談カード (第16号様式)	事前協議書 (第17号様式)	標識設置 (第18号様式)※1	標識届出 (第19号様式)	近隣説明期間	意見書提出
4月21日(火)	3月10日(火)	3月31日(火)	3月31日(火)	4月3日(金)	4月10日(金)	4月24日(金)
5月19日(火)	4月9日(木)	4月30日(木)	4月30日(木)	5月1日(金)	5月10日(日)	5月25日(月)
6月16日(火)	5月8日(金)	5月29日(金)	5月29日(金)	6月1日(月)	6月8日(月)	6月22日(月)
7月21日(火)	6月9日(火)	6月30日(火)	6月30日(火)	7月3日(金)	7月10日(金)	7月24日(金)
8月18日(火)	7月10日(金)	7月31日(金)	7月31日(金)	8月3日(月)	8月10日(月)	8月24日(月)
9月15日(火)	8月10日(月)	8月31日(月)	8月31日(月)	9月3日(木)	9月10日(木)	9月24日(木)
10月20日(火)	9月9日(水)	9月30日(水)	9月30日(水)	10月2日(金)	10月10日(土)	10月26日(月)
手続のフロー						

※1 建築行為の標識については、調布市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則第3条の標識を用いることができます。

※2 年末年始(12月29日～1月3日)を除きます。

※3 近隣説明を終えた日から1週間以内に報告書を提出してください。

※4 意見書の提出期限は、事前協議書の提出日から24日以内です。(説明配付資料に、意見書の提出期限及び提出先を必ず記載してください。)

* 各種様式は調布市ホームページからダウンロードができます。トップページ > まちづくり・環境 > 開発・建築 > 開発事業

> 「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」(開発事業を行う方へ) > ダウンロード 開発事業に係る規則様式

* 開発担当者(各担当課とも)は、午後に検査等で不在にすることが多いため、開発事業に関するご相談は、できるだけ午前中にお願いします。

「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」に基づく届出の書類提出期限等及び連絡協議会日程表(11月以降)

書類提出期限及び連絡協議会日程は下表のとおりです。各提出書類は期限を過ぎますと、翌月以降の連絡協議会案件となります。

なお、相談カードをご提出の際は、事前にまちづくり推進課開発景観係までご相談ください。

連絡協議会 開催日程	書類提出期限等					
	相談カード (第16号様式)	事前協議書 (第17号様式)	標識設置 (第18号様式)※1	標識届出 (第19号様式)	近隣説明期間	意見書提出
11月17日(火)	10月9日(金)	10月30日(金)	10月30日(金)	11月2日(月)	11月9日(月)	11月24日(火)
12月15日(火)	11月9日(月)	11月30日(月)	11月30日(月)	12月3日(木)	12月10日(木)	12月24日(木)
1月19日(火)	12月7日(月)	12月28日(月)	12月28日(月)	1月6日(水)	1月13日(水)	1月27日(水)
2月16日(火)	1月8日(金)	1月29日(金)	1月29日(金)	2月1日(月)	2月8日(月)	2月22日(月)
3月16日(火)	2月5日(金)	2月26日(金)	2月26日(金)	3月1日(月)	3月8日(月)	3月23日(火)
未定	3月10日(水)	3月31日(水)	3月31日(水)	4月2日(金)	4月10日(土)	4月26日(月)
手続のフロー						

※1 建築行為の標識については、調布市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則第3条の標識を用いることができます。

※2 年末年始(12月29日～1月3日)を除きます。

※3 近隣説明を終えた日から1週間以内に報告書を提出してください。

※4 意見書の提出期限は、事前協議書の提出日から24日以内です。(説明配付資料に、意見書の提出期限及び提出先を必ず記載してください。)

* 各種様式は調布市ホームページからダウンロードができます。トップページ > まちづくり・環境 > 開発・建築 > 開発事業

> 「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」(開発事業を行う方へ) > ダウンロード 開発事業に係る規則様式

* 開発担当者(各担当課とも)は、午後に検査等で不在にすることが多いため、開発事業に関するご相談は、できるだけ午前中にお願いします。